





五 専断取締の論理

務か月の同様の過程は同時に大学当局の専断取締の過程に他ならない。固次に於ける不明瞭な態度、バリケード打撃隊の学内から新制を通じての地位、官憲制への抗議とそのことによる免罪符、大学立法法の単純な論理、固を拒否、全兵隊承認、八幡山グラウンド今学集會、学長告示一枚、機動隊導入、ロククアウト、授業再開、大学改革案中間報告書、並べたことらさきがない。この前述の大学当局の対応が、我々の願いの本質に何ら答えず、唯一の答えは機動隊導入、ロククアウトである。これが専断取締でなく何であるか。大学立法粉砕のテーゼではじま

No. 5

つた我々の願いの出発は、同じく大学立法及び抑えうる。明大当局と主要上相違はなかつた、そして多くの学友が大学当局を進歩的の見たらう。しかし、10月機動隊導入により我々に弾圧を行使したのは唯一の大学当局であり、その弾圧行為はまさに「大学立法」の具体的な行儀とアナロギーであること、つまり確認せねばならぬ。加藤、古田、奥田、春日、中川を倒せである。願う同志に付する一連の専断取締策動は弾圧がこうした者達のイロニミーの終結であることも理解するのである。大学当局と教育の荒廃という理由で弾圧を加える筋に既に一度たりとも科学者としての観念を持ちあわせていないのであろう。唯一書物が荒らされ大学の建造物が崩された位で、大学当局と教育の荒廃はほど本質で考えられているのだろうか。東大も同じ全国の「大学」が全部つぶれたって学問や教育は荒廢などないものである。彼ら大学当局者達がどういもそうって同者も狂くという事は、現在の大学当局が管理者としてしか愛護の根拠も持たあわせていないということであり、その配下にあり同様の対応しか示さぬ。教授も同様の管理者的役割も許容できるものである。彼ららう。彼ららうとてば、だとはすれば、大学立法の管理、運営の区分などはそのまま認める

〈大学〉の頭蓋骨をたたき割るために

「現代社会における大学」

一切が不問に付された。資本制の日常時の確変回転の流力に引れられて、だから「用」が至てを解決するという極限に達した。一授業再開の辱、行けと我々の闘争への大学当局のそれなりの対応の儀制として「大学改革準備委員会中間報告」が提出された。これは「国學集會」ロククアウト、授業再開という闘争取締としての正統化過程に内在する大学当局の論理的必然性として、一定程度の正統化の結果として、それが正常化過程の延長上に位置づけられる。「最近の学内状況について」というパンフの内容は闘争の空過程の専断取締をその主眼としながらも、基本的方向はあくまで専断取締を意図したものであるが、この中で、「中間報告」のモノクローを免脱する証がある。それは、今いわれる「大学問題」と呼ばれるものの中には、大学制度全般の問題の他に、個別明治大学に固有の問題もある。このうち記述であってこれに極めて抽象的な形ではあるが、「大学改革」の問題を、制度改訂のそれとして把握していることを示している。

No. 6

「中間報告」の空載する論理の本質、前述したように「中間報告」の志向性は基本的に制度としての「大学改革」を推進する方法の追求であるが、このような問題を解決するための課題を、才一審判三節の最後の二行で次のように総括している。「大学改革の課題は、「大衆化」を前提にして、大学のもつ旧制的架橋を克服し、教員と研究の新たな進路ととの充実に向かつて体制を確立することにあると云わねばならない。」さて、「大学立法」を直接的契機とした我々の闘争の基本的方向は、「大学」の实体としての既成学問体制の存在を前提とし、学問知識の自己の機能を志向するものであった。に

制度の改革 体制的考察

大学(理想) 大学(理想) 大学(理想)





